

平成二十一年三月十九日

平成二十一年第二回北方町議会定例会会議録

(第四日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第三 議案第五号 北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第四 議案第六号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第五 議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第六 議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
会計室長	渡辺雅尚
教育課長	奥野政興
教育課主幹	末松豊生

第七 議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

(厚生都市常任委員長報告)

第八 議案第十一号 北方町道路線の認定について

(厚生都市常任委員長報告)

第九 議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて

(各常任委員長報告)

第十 議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十一 議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十二 議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについて

(各常任委員長報告)

第十三 議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十四 議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十五 議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十六 議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて

第十七 議案第二十一号 平成二十一年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十八 議案第二十二号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

(議員提出)

第十九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

第二十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二十まで

午前十一時 開議

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

十四日間にわたりまして、三月定例会いろいろと御審議をいただいてきました。本日をもって閉会の予定でございますが、よろしくお願いしたいと思えます。

また、先ほどは町立幼稚園の卒園式、大変御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しており、ますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年度第二回北方町議会定例会第四日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において五番福

井裕子君及び六番立川良一君を指名いたします。

日程第二 議案第四号から日程第七 議案第九号まで及び日

程第八 議案第十一号について

一、議長 日程第二、議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてから日程第八、議案第十一号 北方町道路線の認定についてまで、七議案を一括議題といたします。

それぞれ付託いたしました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。日比玲子君。

一、総務教育常任委員長 皆さん、おはようございます。

本会議において、私も総務教育常任委員会に付託されました案件を、去る三月十七日、委員会を開催し、審査いたしましたので御報告を申し上げます。

まず議案第四号であります。北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

収納課ができると、現在、国民健康保険の収納にかかわっている女性の方はどうなるのか。また、本当に払えない人と払わない人の見きわめを注意する必要があるとの質疑があり、徴収には現年度分と過年度分の二本立てがあり、現年度滞納分を過年度滞納分とならないよう、女性の方には今までと同様に行ってもらう。

収納課においては、過年度滞納分を重点的に行う。また、本当に払えない人に対しては、くれぐれも注意して行う旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は議案第五号です。北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は議案第六号です。北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 おはようございます。

命によりまして、厚生都市常任委員会に付託されました案件について、去る三月十六日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

デイサービスの利用時間が延長されるが、これによりサービス及び経費がどのように変わるかとの質疑があり、利用時間が一時間三十分長くなることにより、機能訓練等サービスに余裕が持てることと、収支が年間二百七十万円ほど改善される旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。

介護慰労金の支給の現状及び介護サービスを受けない人がいる限り制度を残していけないかとの質疑があり、対象者数九十五名、介護サービスを受けていない人が十一名で、この中には入院されている方が想定される旨の答弁と、行財政改革特別委員会及び行

政改革懇談会において三年で段階的に廃止とされた制度である旨の答弁がありました。

一、議長 以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十一号 北方町道路線の認定についてであります。町道路線の認定に際し、編入基準について質疑があり、北方町町道編入基準の規定に基づくものであり、またこれに適合するものとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第四号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第四号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第五号 北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第五号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第五号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第六号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第六号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第六号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第七号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第七号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 私は、議案第八号に対して反対をしたいと思います。

これは、行財政改革で決められたわけですが、私は三月の初めに、大和園を訪問して、特養ホームの待機者が四百人、年々増加していることに驚いたわけでありますが、この手当の削減は介護保険が始まったからというので、削減するというのが主な理由であります。この介護サービスを受けられない人、また在宅で受けている人など、今報告がありましたけど、九十五人とそのうち十一人は入院しているという話であります。そして、今度の四月から調査基準の一部見直しが始まります。人によっては、認定が軽くなるのではないかとさえ言われているわけです。それで、三千円というのを日に直しますと、わずか百円で在宅の人を見ているということになります。国の方針では、施設に入る

よりも在宅でということに今なっているわけですが、そういうことを考えたときに、ますます在宅介護というのは重要ではないかと思えます。寝たきり老人等の介護手当を削減するのではなく、充実していく方向を——行革では賛成したわけですが、いろいろなその後の変更を考えますと、やっぱり充実していく方向を目指すべきではないかという立場であります。以上です。

(終結の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第八号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第八号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第八号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第九号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第九号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第九号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十一号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対

し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十一号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第十一号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第九 議案第十三号から日程第十一 議案第十五号まで
について

一、議長 日程第九、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについてから日程第十一、議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについてまで、三議案を一括議題といたします。

それぞれ付託いたしました案件について、各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。日比玲子君。

一、総務教育常任委員長 補正予算について御報告を申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについての関係部分についてであります。

地方交付税の予算の積算根拠について質疑があり、平成二十年度については実績に基づき補正を計上し、平成二十一年度予算については特別交付税を昨年と同額としているが、普通交付税については地財計画の伸びと下水の償還金の一部償還が終わり、交付

税に算入されなくなつたなど、現時点で把握できる要件を基本に見込んだとの説明がありました。

次に、北方中学校プールの建設に伴う起債について質疑があり、契約による減額と補助金二千六百十二万円の増額により、起債は執行しない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます

厚生都市常任委員会に付託されました議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて、議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについて、議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについては、それぞれ質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十三号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第十三号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十三号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十四号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第十四号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十四号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十五号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第十五号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十五号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第十二 議案第十六号について

一、議長 日程第十二、議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。日比玲子君。

一、総務教育常任委員長 一般会計予算の御報告を申し上げます。

私も総務教育常任委員会に付託されました議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

歳入については、雑入が前年度と比較して増となっている要因について質疑があり、主に、もとす介護保険広域連合給与費負担金の増と地域福祉計画作成社協負担金である旨の答弁がありました。

ふるさと寄附金については、今後どのような形でPRをしていくかとの質疑があり、他市町で行っている特産物が見当たらない。また、寄附を募ることが難しい時代であるが、少しずつでも募っていきたい旨の答弁がありました。

歳出については、北方小学校プール附属棟屋根改修工事について、傷みがひどくなる前に修繕を行うことができなかったのかとの質疑があり、すべての施設の改修を一斉に行うことは財政等の問題もあり困難なことであること、また教育委員会所管の施設は全体的に老朽化が進み、その中でも特に改修の必要性の高い箇所から順次修繕を行い、そのため一部施設につきましては改修がおくれ、御心配をおかけした旨の答弁がありました。

北方西小学校エントランス舗装修繕工事について、滑らない部分についてはそのまま残し、浮きが目立ち、滑る部分のタイル補

修で対応してはどうかとの質疑があり、滑る部分については、降雨時は特に滑りやすく、部分補修では対応が困難であるほどの浮きがあること。また滑らない部分を残して補修を行った場合は、新旧タイルとの継ぎ目の浮きが目立ち、数年後に改めて補修を要するであろうとの判断であります。一方、カラーコンクリート舗装などの検討もしましたが、学校の玄関でもあり、景観も考慮した結果、今回、全面的な張りかえによる改修を行う旨の答弁がありました。

教育委員会関係施設の火災報知器保守点検料について、施設によって予算額に違いがあるが、その理由はとの質疑があり、施設規模及び点検箇所数の違いによるものである旨の答弁がありました。

北方町教育五カ年計画の進捗状況、新学習指導要領に係る英語活動の取り扱い及び教育委員会の合議制についての質疑があり、五カ年計画については、おおむね順調であるが、学校経営の透明性を一層明らかにすることが課題であり、今後、教育委員会評価を通して進捗を把握したいこと。英語活動の取り扱いについては、基本的には小学校五年生以上が必修になりますが、本町はこれまでの経緯から小学校一年生より実施したいこと。教育委員会の合議制については、臨時教育委員会を開催するなど、以前より回数をおよぼしてその堅持を図っている旨の答弁がありました。

事務機等の借上料についての質疑があり、現在、パソコンが九十九台あり、リースは五年契約で行っているが、おおむね七年程度で更新してきている。できるだけ長く使用するように努めている旨の答弁がありました。

ケーブルテレビの加入促進助成金について、目的、制度、二十一年七月までか、また加入率が八割、九割となれば、防災関係な

ど、住民への行政情報に役立つと思われる。現在、対象は集合住宅及び新築戸建て住宅となっているが、助成対象を元に戻せないかとの質疑があり、目的は当初から一緒である。要綱には期限がなく、地デジの普及を四月以降図っていく。本巢市などと比較しての受信料等について交渉を行い、加入していただけるよう努力していく。電波障害区域の方は、地デジ切りかえの段階で判断されることとなる。今後、総合的に検討していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で関係部分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます。

一、厚生都市常任委員会に付託されました議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

歳入について、障害者自立支援給付費負担金が国・県ともにあるが、この負担金の対象者は生活保護との関連があるのかとの質疑があり、この負担金は障害者自立支援法の介護給付サービスを受けている方で、所得に応じて自己負担をいただいております。生活保護の人はいないとの答弁がありました。

歳出について、総務費では、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料と戸籍システム機器借上料の違いについての質疑があり、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料は、全国的な住民基本台帳ネットワークシステムを運用するための機器であり、戸籍システム機器借上料は、北方町に本籍のある方の戸籍情報の管理等をする機器である旨の答弁がありました。

民生費では、ダイサービスセンターの空調設備保守点検について、平成二十年度に新調したにもかかわらず、保守点検の額が高額であるが、保証期間がないのかとの質疑に、業者と点検項目を見直し、今までの保守点検の額より安くなっている旨の答弁がありました。

また、老人福祉費の生活管理指導短期宿泊事業はどこに委託して、自己負担はあるのかとの質疑があり、委託先は大和園の養護老人ホームであり、一日当たり千六百九十円の自己負担がある旨の答弁がありました。

農業費では、有害鳥獣駆除委託料の内容についての質疑があり、柿・梨等の農作物を有害鳥獣から守るための委託料であり、鳥・ヌートリア等の駆除を目的としている旨の答弁がありました。

また、園芸振興対策事業補助金の内容についての質疑があり、柿部会、梨部会と、新たに蔬菜部を加えた各部会の園芸振興活動に対する補助金であり、新たな地域特産品として枝豆の開発に対する研究活動費を含むものである旨の答弁がありました。

都市計画費では、屋外広告物における未申請物件の処理状況について質疑があり、未申請物件については、実態調査により、随時申請手続の指導を行っている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑のときはページ数を言っていたかと思えます。

(質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

一、九番 日比玲子君 議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算に反対討論をいたします。

アメリカのサブプライムローンに端を発した景気の悪化は、世界じゅうを今、震撼させています。

この三月末で、日本では四十万を超えと言われる若い人たちが首を切られるとも報道されています。その家族などを含めると大変な数になるのではないかと思われます。

その大きな原因は、一九九九年の労働者派遣法によって、原則こうした働き方が自由化されたことだと思っております。そのことによつて、大企業などは要るときには使う、要らなくなれば本当にぞうきんのように捨ててしまふ。そして住むところを失い、職も、食べることさえままならないというのが起こっています。本当にこうした人たちが今、路頭に迷っているのが現実だと思えます。私はせめて人間らしく働きたいと願う人たちを、何としても、こういう形でいいのかというのを常に思っております。

町長が提案説明で明らかにされていますが、日本経済の中心は大企業、そしてアメリカの言うとおり、まさに外需頼みの政策でした。これからは内需を拡大することではないかと思っております。国は地方分権と言いつつ、財源をあまり渡さず、地方は今、厳しい財政運営にさらされています。少子・高齢化と言いつつ、社会保障費は毎年二兆円減らしていく、本当におかしいと思えます。

そういう中であつて、一般会計はどうなっているのでしょうか。妊婦健診の十四回の無料券発行や町長交際費を二十万減らす、あるいは臨時職員の賃金を少しばかり上げる、これは評価をするものであります。ことしは昨年以上に厳しい年になりそうです。こ

の北方においても貧困の格差というのは大変なものがありません。そして、また先ほど寝たきりの老人介護手当の支給条例に反対をいたしました。そしてまた国保税の一般会計からの繰り出しも言いました。この問題についても医療費の通院も中学校卒業まで無料とすることがとても私は大事ではないかと思っております。北方町は福祉と教育をということを今までずっと標榜してまいりました。

私の質疑の折に、福祉と教育を考えたときに土木費が教育費より上回っているのではないかとの問いに対して、町長は、「単年度で見ると」というようなことを言われましたが、いろいろ調べてみましたが、十九年、二十年も土木費が上であります。こういうことを考えたときに、この景気の急激な落ち込みに対して、町民が安心して暮らせる、もう少しそういう配慮があってもいいのではないかと思っております。以上です。

一、七番 戸部哲哉君 ただいま日比議員が原案について、何点か御指摘の上、反対討論をされましたが、私は、提案されました議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計当初予算について、原案に賛成の立場から討論に参加したいと思っております。議員各位におかれましてはよろしく御賢察の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

申し上げるまでもなく、百年に一度とも言われる経済危機に見舞われる中、内閣府の三ヶ月例経済報告では、景気は急速な悪化が続いており、依然厳しい状況であり、これまでと同様のペースで景気は悪化していると思っております。加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式、為替市場の変動の影響など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとしております。主要項目の指標では、個人

消費や住宅建設、設備投資の減少、公共投資は低調で推移、輸出・輸入・生産は大幅な減少としており、雇用情勢も急速に悪化、企業収益は前月までに「大幅な減少」から「極めて大幅に減少」と下方修正をいたしました。今の経済状況は一筋の光明もなく、まさに不安定であり、非常に厳しい局面を迎えております。このような経済環境が地方財政に及ぼす影響は大きく、地方税の大幅な減収が余儀なくされることは免れない事実でもあります。特に法人税が大きく依存してきた自治体では、企業の業績不振に伴い、財政事情が一変してしまうような尋常でない事態に陥っているのは新聞報道等でも目につくところであります。

こうした厳しい経済状況下にあつて、当町では、個人では前年比一・一五%、千二十五万円の増と、前年並みを確保しているものの、法人税では前年度比マイナス二・八%、千五百四十五万一千円の減収見込みであります。しかし、主要財源である町税全体では、〇・八%、千七百五十万九千円の減収ということで、今日の経済状況下において、法人税のウェイトが比較的低い当町の実情から、幸いにして財政を脅かすほどの深刻な影響額でなかったことにはひとまず安堵しております。

ほかの歳入を見てみますと、地方譲与税マイナス一・〇四%、利子割交付金マイナス二%、配当割交付金マイナス三七・五%、株式譲渡所得割交付金マイナス七六・四七%、自動車取得税交付金マイナス三八・四六%等、軒並み二桁の減収で、不安材料として如実に実態数字として反映をしていますが、町税以外の全体として見ると、繰越金と町債、繰入金を除いた収入源を比較してみますと、二十億三千三百八十五万円、前年度対比二千二百四十九万円の減収にとどまっております。今回、提案されました予算総額四十七億八千五百万円は、行政コストの削減を図り、投資的経

費を半減する等大幅に抑制した結果、前年度当初予算対比マイナス四・五一％、二億二千六百万円の予算減額もなされており、今は耐え忍び、機を待つと言われる町長の思いが凝縮された結果であると思えます。

また、歳入不足額四億五千七十万円の原資である繰入金一億千五百万円は、前年度対比二億五千五百万円の減、町債三億三千五百七十万円は前年度対比六千九百万円の増となっておりますが、臨時財政対策債と交付金事業債の活用で実質債務の増加を抑制されておられます。繰入金と町債の合計額でも、前年度対比一億八千六百万円の減となっております。二十一年度予算における収支のバランスは、年度予算繰越額を見越して予測するならば、実質的にマイナスに陥ることなく、歳入を確保されたと理解しております。このたびの予算編成に当たっては、その御努力に最大限の敬意を表したいと思います。

歳出予算について、少し述べさせていただきます。

バスターミナルの建設予算が計上されております。町長の公約でもありましたバスターミナルの整備は、当町の公共交通機能の充実を図る上での拠点として、さらには地域社会全体の利便性の向上により、中心市街地としての位置づけ、商業の活性化、強い町発展につながるものであり、次の世代も含めた町民全体の資産となるものと期待をしております。

また、大野・穂積駅路線が四月一日より当町を経由することとなり、穂積駅への運行本数が増加したことは大変朗報であります。大野町のパナソニック撤退による乗車率の低下も懸念されます。路線の存続には十分な御努力を惜しまないでいただくとともに、北方町地域公共交通活性化協議会を活用しながら、住民の足として、さらなる利便性の向上、乗車率の向上を目指していただ

きたいと思えます。

二十一年度より組織改革の中で収納課を新設されることとあります。税や公共料金の収納率の向上を図るためとの提案理由であります。公平・公正の観点からも、収納率の改善にはこだわりを持って取り組まれるとの姿勢は支持するところであります。しかしながら、専門部署を設置したことによる費用対効果は無視できないところでもあります。担当される職員には大変な御苦労があるうかと思えますが、常に県下ワースト上位という汚名返上のためにも自覚を持って職務を遂行し、十分な成果が得られることを期待したいと思います。

地域福祉計画の策定予算が計上されております。社会福祉協議会とタイアップして策定される福祉の環境整備は、当町のさらなる福祉施策の充実を図る上で欠かせない作業であります。福祉環境の基盤確立において、社会弱者、生活弱者、お年寄りや子供が暮らしていく上で、優しい町としての施策の充実には英知を結集していただき、お手本となる計画になるよう最善の努力をお願いしておきたいと思えます。

教育関係予算では、本町の子供たちの基礎学力、英語力、表現力を育てるとともに、ふるさとを大切に、節度ある態度で心豊かに暮らす資質能力を育てようとの能力開花推進事業、幼児・児童・生徒のモラル、規範意識、実践的な態度を育てるための心の教育推進事業は二十一年度も継続されます。また、北方町道徳推進事業は、まちぐるみの道徳教育推進事業として、子供たちの健全育成のための組織強化を図られるとのことですが、教育の町として特色化を図る事業の柱として、将来を担う子供たちの育成に役立つ施策と理解をしております。

また、安全対策として、新たに学校支援地域本部を設置され、

職員を配置する関係予算が計上されており、子供たちにとって安全で安心な教育環境を整備するために、登下校や学校生活を支援するために、地域住民のボランティア育成に向けてのサポート体制の確立は本来の姿勢で、地域が子供たちを支え、見守ることが原点であります。意義のある拠点整備事業であると考え、評価をいたしたいと思えます。

以上、歳入歳出予算案について私の意見を述べさせていただきましたが、本予算はまさしく町長が言われるように、景気循環の原則に立って、長期的な展望を持ち、冷静に対処することを選択し、耐え忍ぶとの信念に基づいた予算編成であり、評価するものであります。今日の異常な経済状況下においては、だれしもが仕事や生活をする上で苦しみもがいております。直接住民と触れ合う地方行政は、住民に元氣と希望を与え、生活不安を回避することが、今こそ最も大事な役割であると考えます。また、多種多様な町民の要望を考慮しながら、事業の選択と限りある財源の効率的な配分を行い、町民のための行政サービスを後退させることなく、多くの制度を守っていただくために、今後の財政運営には精いっぱい御努力をされるようお願いをいたしまして、提案をされました議案第十六号 平成二十一年度一般会計予算に賛成をいたします。

一、議長 ほかごさいますか。

(終結の声あり)

一、議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十六号に対する委員長報告は、可決であります。議案第十六号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十六号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第十三 議案第十七号から日程第十七 議案第二十一号
までについて

一、議長 日程第十三、議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第十七、議案第二十一号 平成二十一年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまでの五議案を一括議題といたします。

付託いたしました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます。

厚生都市常任委員会に付託されました議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

被保険者証のカード化の時期についての質疑があり、九月末までに送付し、十月から利用できる旨の答弁がありました。

次に、退職被保険者の療養給付費等がふえ、保険税が減額となつていますが、保険税の減少原因と財源的に大丈夫なのかの質疑があり、保険税の減少は対象者の減によるものであり、財源の不足分については、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費交付金で賄う旨の答弁がありました。

次に、収納課が設置されることにより、徴収嘱託員の位置づけと業務についての質疑があり、住民保険課に配属し、今までと同様に国保税の徴収に加え、町税等の徴収業務をする旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

特別徴収及び普通徴収の保険料は、広域連合からの積算に基づくものなのかの質疑があり、町で決定する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

特別技術管理委託料と汚泥の発生の可能性について質疑があり、現在、汚泥は出ていないものの、いずれ汚泥が発生してくる時期が来ると予想され、汚泥が発生した場合には、発生しなかった量との関連により、委託料の支払いが変わってくる旨の答弁がありました。

また、ふれあい水センターの上部利用計画について質疑があり、住民が広く利用できるように、第六次総合計画の中で考えていく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第二十一号 平成二十一年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

漏水について、発生前の検査等を行っているのかとの質疑があり、地表に水が出てくる漏水修繕以外に、平成十九年度には漏水

調査による修繕を行ったが、今後も三年に一度程度、漏水調査を実施して修繕を行う旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で常任委員長の報告を終わります。
議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

一、九番 日比玲子君 今、委員長の報告を聞いていましたけれども、国保の徴収員の仕事について、ちよつと聞き違ったかもしれませんが、町税もやるようなことに聞こえたんですけど、どうですか。

(休憩の声あり)
一、議長 休憩をいたします。
午前十一時五十一分 休憩

一、議長 再開をいたします。
午前十一時五十一分 再開

一、議長 再開をいたします。
福井裕子君。
一、厚生都市常任委員長 委員会の方ではそういう質問はございませんでしたが、町税の方も徴収するというふうに聞いております。以上です。

(休憩の声あり)
一、議長 休憩をいたします。

午前十一時五十三分 休憩
午前十一時五十五分 再開

一、議長 それでは再開をいたします。
福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 国保税を徴収に行ったときに、たまたま後

期高齢者の保険等に入ってみえる方が一緒に出すというよう
なる場合に、やはりそのときにそれは要らないからというよ
うな形で帰ってこずに、やはりそれも一緒に徴収するところがある
場合が出てくるということで、そういった内容でございます。よ
ろしいでしょうか。

(終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論でございますか。

一、九番 日比玲子君 私は、第十七号の平成二十一年度国民健康保
険税に反対をいたします。

加入者は昨年より十四人ふえて五千四百人、世帯も六十七世帯
ふえて二千八百世帯になります。短期証明書の発行は昨年より六
十世帯ふえて二百八十になり、また資格証明書は八十六から四十
五に減っているのが今の現状であります。そして、二割、七割、
五割という軽減世帯はそのうちの三三・六%にもなりません。葬祭
費は二万五千円から五万円、これは後期高齢者医療制度に合わせ
るということで、倍の値上げになります。保険証は個人のカード
が十月からされるということでもあります。そして、国の政策の救
済法により、中学生以下の滞納世帯に対して短期保険証を発行さ
れることになり、町では高校生までそれを対象にすると言われて
います。確かに一歩前進とはいえ、医療にかかれば、今まだ北方
では無料になっていない部分もありますので、三割の負担をしな
くてはなりません。本巢市や瑞穂市のように通院も中学校卒業ま
で無料にしていたかなければ、この政策は若干無意味になるの
ではないかと考えています。

今年度、この国保税の案分率は昨年と同じとのことでありま
すが、何しろ北方の国保税は高い。私は常々一般会計から繰り出し

てこの軽減を図るべきだと言っているわけでありませんが、町長は、
それについては町民の合意が得られないからということをおっしゃ
りました。高過ぎる国民健康保険税を引き下げするためには、少し
も繰り出してくださいと考えるべきだと考えています。

収納率においては県下ワーストワンでありましたが、最近はず
ーになっていきます。そのために、収納率の度合いによって国から
の支出金、ペナルティーがかけられているわけでありませんが、私
は、だれもが安心して医療にかかれる保険税にするためには、や
っぱりこの高過ぎる保険税を引き下げるべきだと考えています。
以上です。

一、議長 賛成討論ございますか。

(終結の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十七号に対する委員長の報告は、可決であります。議案
第十七号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十七号は委員長の報
告のとおり可決されました。

議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計予
算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十八号に対する委員長の報告は、可決であります。議案
第十八号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございま

せんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十八号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 議案第十九号の北方町後期高齢者医療特別会計予算について反対をいたしたいと思いません。

今まで、高齢者は老人医療保健制度で公私と各保険者が拠出金を出して賄われてきたわけです。しかし、昨年の四月からは七十五歳以上をすべての医療保険から切り離しをして、後期高齢者医療保険制度に取り込んできました。そして一年が経過いたしました。目的は、医療費を減らしたいのが大きなねらいであります。

政府の言うのは、他の世代と違って高齢者特有の特性として社会保障審議会では、老化に伴う治療の長期化と、そして複数の慢性疾患、多くの認知症、いざれ避けることのできない死を迎えるとの三点を上げているわけでありますが、結局は治療にも時間がかかるこういうのを外す、そしてまたいざれ死を迎えるのだから、お金や時間や手間をかけなくてもいいということが言えるのではないのでしょうか。そして、すべての年金生活者から、月一万五千円ですけれども、保険料の天引きをする。そして、この制度ができたことよって国民健康保険と同じように、一年もうすぐたつわけですが、一年間も払っていなければ国保と同じように資格証明書の発行が行われるわけであります。

そして、介護保険は三年に一回値上げをされますが、広域では今回は上げていませんけれども、この制度は二年に一回の値上げになっていきます。そして、もとす広域と違って県一本のために、議会に対して住民の声がなかなか届かなくなっているのではないかと思います。

そして、私は今までこの高度経済成長を支えた高齢者たちに対して医療の心配をしなくてもいいよ、安心して老後を暮らしてくださいと言える、本当はそういう施策であってほしいという思いがあります。そして、この制度は廃止をすべきだという考えを持つております。以上です。

一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十九号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第十九号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十九号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りをいたします。あと議案が少し残っておりますが、続けさせていただきます。よろしゅうございますか。

(継続の声あり)

一、議長 それでは議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第二十号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第二十号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第二十一号 平成二十一年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。これより採決をいたします。

議案第二十一号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第二十一号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第十八 議案第二十二号について

一、議長 日程第十八、議案第二十二号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。立川良一君。

一、六番 立川良一君 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを提案いたします。

北方町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

提案理由、北方町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を制定しようとする。

北方町議会委員会条例の一部を改正する条例。

北方町議会委員会条例(昭和四十六年北方町条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、税務課の下に収納課を加える。

附則、この条例は平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月十九日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一。賛成者、北方町議会議員 田中五郎、同じく日比玲子、同じく福井裕子。

以上、提案いたします。

一、議長 これより質疑を行います。(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第十九、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおりに閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第二十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査 申し出について

一、議長 日程第二十、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおりに閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上、付託されました案件はすべて本会議において終了をいたしましたので、これをより町長よりあいさつを受けたいと存じます。

一、町長 それでは、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思いません。

長時間にわたって新年度予算を中心とした議案について熱心に議員の皆さん方には御審議をいただきました。

本日の本会議におきましてお願いをいたしました全部の議案について、提案どおり御決定をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

議論の中でも再三出しておりましたように、想像ができないほど厳しい経済状況下に今、私どもは立たされておるわけでございますが、目先のことにあまり慌てないで、じっくりと長期的な展望

に立った町政運営というものに徹底して心がけていきたいというふうにも思っておるわけでございます。しかし、きょうまでの議論の中でいろいろなお話を賜りましたので、向こう一年間にわたってはお聞きをいたしましたいろんな御意見を十分参酌をしながら、町政運営に誤りのないように努めてまいりたいと思っております。どうぞ今後とも御指導・御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって平成二十一年第二回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後〇時一〇分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年三月十九日

議 長

署名議員

署名議員